イ　午前の部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後の部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑶　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３の⑵及び⑸に掲げる事項について行う。

⑷　筆記試験一部免除者

①測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者、②測量の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験合格者を除く。）（以下「認定者」という。）、③前々回以前の筆記試験合格者については、筆記試験のうち測量の試験を免除する。

⑸　筆記試験免除申請者

令和７年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者については、今回の土地家屋調査士試験の筆記試験を免除する。

⑹　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年４月１日（水曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とする。

５　試験場所

⑴　筆記試験

法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）又は那覇地方法務局が指定する場所

⑵　口述試験

筆記試験受験者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局（那覇地方法務局が指定する場所で筆記試験を受験した者については、福岡法務局）が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所

６　受験申請受付期間

令和８年７月27日（月曜日）から同年８月７日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前９時00分から正午まで及び午後１時00分から午後５時00分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、令和８年８月７日（金曜日）までの消印があることを要する。

７　受験申請書類の提出先

那覇地方法務局が指定する場所を受験地とする者については、同地方法務局の総務課

それ以外の者については、受験地を管轄する法務局民事行政部総務課又は当該法務局の管区内にある地方法務局の総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

８　受験手数料

8,300円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

９　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、令和８年７月１日（水曜日）から全国の法務局及び地方法務局の総務課において交付する。

なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（180円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

令和８年11月20日（金曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）において、筆記試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

令和９年１月６日（水曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局において、それぞれ筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲示するほか、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲載する。

なお、今回の筆記試験に合格した者については、その申請により、次回（令和９年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及びその後に行われる測量の筆記試験が免除される。また、認定者については、その申請により、次回（令和９年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の試験が免除される。

11　最終合格者の発表

令和９年２月15日（月曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局において受験番号を掲示するほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、令和９年３月５日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、土地家屋調査士試験合格証書を交付する。

令和８年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条第２項第２号及び司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第11条第１項の規定に基づき、令和８年度簡裁訴訟代理等能力認定考査を次のとおり行う。

令和８年７月１日　　法務大臣　平口　　洋

１　受験資格

司法書士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者

２　考査の期日等

⑴　期日

令和８年９月13日（日曜日）午後１時から午後３時まで

⑵　指定時刻

司法書士法施行規則第14条において準用する同規則第６条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午後０時50分を指定する。

受験者は、指定時刻までに試験場内の考査室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで考査室から退室したときは、その試験を受けることができない。

３　考査の内容等

事実認定の手法に関する能力、立証活動に関する能力、弁論及び尋問技術に関する能力、訴訟代理人としての倫理に関する能力その他簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を習得したかどうかについて、記述式により行う。

４　考査会場

考査を受けようとする者が考査申請書類を提出した法務局が指定する場所で行う。

５　考査申請書類の提出等

⑴　考査を受けようとする者は、自己が入会している司法書士会（司法書士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された司法書士会）を通じて考査申請書類の交付を受け、令和８年８月６日（木曜日）午後５時までに考査申請書類を当該司法書士会に提出し、当該司法書士会においては、同月13日（木曜日）までに各考査申請書類を取りまとめた上、次の⑵の表に定められた法務局に提出すること。

なお、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域以外の地域で考査を受けようとする者は、上記にかかわらず、当該地域を管轄する法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に考査申請書類を提出することにより、当該地域において考査を受けることができる。

おって、考査申請書類を提出するに当たっては、考査申請書類に司法書士特別研修の修了証明書を添付するほか、考査受験票裏面に氏名、連絡先及び郵便番号を記載し、85円切手を貼ること。

⑵　次の表の①欄記載の司法書士会が考査申請書類を提出する法務局は、②欄記載の法務局とする。

①	②
東京司法書士会	東京法務局
神奈川県司法書士会	
埼玉司法書士会	
千葉司法書士会	
茨城司法書士会	
栃木県司法書士会	
群馬司法書士会	
静岡県司法書士会	
山梨県司法書士会	
長野県司法書士会	
新潟県司法書士会	